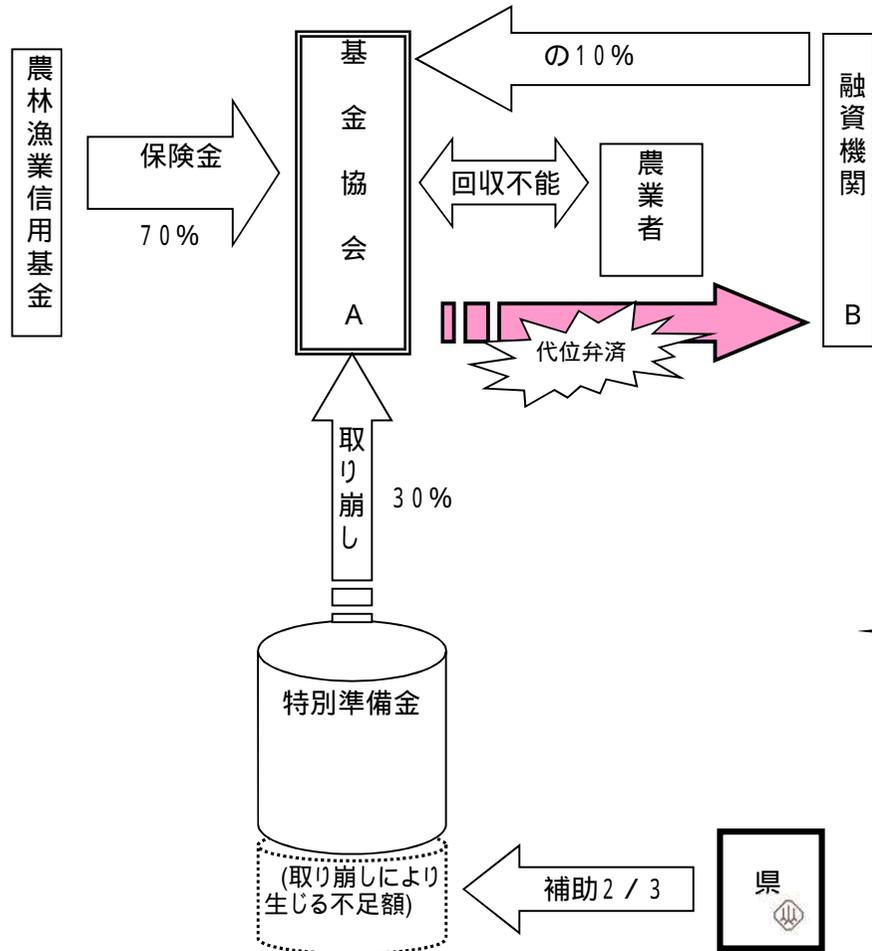


【回収不能時のスキーム】



回収不能額の70%は、「農林漁業信用基金」から支払われます。
(制度として、基金協会が農林漁業信用基金に保険をかけています。)

30%を特別準備金の取り崩しにより償却します。

融資機関は、の10%を基金協会に支払います。

県は、の取り崩しにより生じる不足額の2/3を補助します。

【具体例】 100万円が焦げつき、全額回収不能となった場合
(AからBへ100万円代位弁済)。

「農林漁業信用基金」から基金協会に70万円が支払われます。
基金協会は、30万円を特別準備金の取り崩しにより償却します。
融資機関は、3万円(30万円の10%)を基金協会に支払います。
県は、の取り崩しにより生じる不足額の2/3を補助します。

実質的な負担割合

農林漁業信用基金	70万円	... 保険
県	20万円	} ... 特別準備金取り崩し
基金協会	10万円	
合計	100万円	

10万円のうち3万円は、融資機関から支払われます。